

調査項目の選定についての対応方針(案)

1. 数学的には23項目を調査対象から除外しても、ケアを提供する時間の推計についての妥当性は担保されている。
2. 一方、一部の項目について、介護認定審査会において申請者の生活実態を把握するためには必要なのではないかと指摘されている。
3. そこで、認定審査会に申請者の生活実態が適切に伝わることを前提に、認定調査に係る業務の軽減という観点から、可能な場合には項目の除外することを検討する。

対応方針

82項目(現行項目)+6項目(追加項目)のうち、第4回要介護認定調査検討会で除外候補となった23項目について、以下の方針のもと選定する

○選定方針1

介護認定審査会に提出される主治医意見書に記載されている項目については、主治医意見書で代用することができるのではないかと。

○選定方針2

主治医意見書に記載されていない項目のうち、特に周辺症状(問題行動)に関する項目については、介護認定審査会への情報提供という観点から、これまでどおり認定調査項目に含めてはどうか。